

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）（案）

1 改正の趣旨

令和6年3月の地方税法施行令の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第2条（課税額）

国民健康保険税のうち、後期支援分の保険税課税限度額を引き上げるものです。

区 分		保険税課税限度額		引上げ額
		現 行	改 定 後	
国民健康 保 険 税	医療分	6 5 万円	6 5 万円	改定なし
	後期支援分	2 2 万円	2 4 万円	2 万円
	介護分	1 7 万円	1 7 万円	改定なし
合 計		1 0 4 万円	1 0 6 万円	2 万円

○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものです。

軽減区分	軽減対象となる所得基準額	
7割軽減	改定なし	
5割軽減	現 行	4 3 万円（基礎控除額）＋ 2 9 万円 × 被保険者等の数 ＋ 1 0 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）
	改定後	4 3 万円（基礎控除額）＋ 2 9 . 5 万円 × 被保険者等の数 ＋ 1 0 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）
2割軽減	現 行	4 3 万円（基礎控除額）＋ 5 3 . 5 万円 × 被保険者等の数 ＋ 1 0 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）
	改定後	4 3 万円（基礎控除額）＋ 5 4 . 5 万円 × 被保険者等の数 ＋ 1 0 万円 ×（給与所得者等の数 － 1）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年度分の国民健康保険税から適用します。